

## 安全データシート

## 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	Embed-It Low Viscosity Epoxy Soutlion A
コンポーネント名	Solution A
商品コード	POL社 商品コード:24300A
供給者の会社名称	フナコシ株式会社
住所	東京都文京区本郷2-9-7
担当部門	コンプライアンス管理部
電話番号	03-5684-5107
FAX番号	03-5802-5218
推奨用途及び使用上の制限	研究用試薬
整理番号	DEL1579V04 (2024/4/1)

## 2. 危険有害性の要約(以下、SDSは単一物質としての評価に基づき作成)

## 化学品のGHS分類

物理化学的危険性	引火性液体 区分3
健康有害性	急性毒性(経口) 区分3 急性毒性(経皮) 区分3 急性毒性(吸入:蒸気) 区分2 皮膚腐食性/刺激性 区分1 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分1 皮膚感作性 区分1 生殖細胞変異原性 区分2 発がん性 区分1B 生殖毒性 区分2 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(呼吸器系、肝臓、腎臓) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(呼吸器系、腎臓)
環境有害性	水生環境有害性 短期(急性) 区分3 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

## GHSラベル要素

## 絵表示



## 注意喚起語

## 危険有害性情報

危険
H226 引火性液体及び蒸気
H301+H311 飲み込んだ場合や皮膚に接触した場合は有毒
H314 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷
H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
H330 吸入すると生命に危険
H341 遺伝性疾患のおそれの疑い
H350 発がんのおそれ
H361 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い
H370 臓器の障害
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害
H402 水生生物に有害

## 注意書き

## 安全対策

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)  
熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。  
(P210)  
容器を密閉しておくこと。(P233)  
防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。(P241)  
火花を発生させない器具を使用すること。(P242)  
静電気放電に対する措置を講ずること。(P243)  
粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260)  
取扱い後は眼や手をよく洗うこと。(P264)

応急処置	<p>この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)</p> <p>屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。(P271)</p> <p>汚染された作業衣は作業場から出さないこと。(P272)</p> <p>環境への放出を避けること。(P273)</p> <p>保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)</p> <p>飲み込んだ場合、直ちに医師に連絡すること。(P301+P310)</p> <p>飲み込んだ場合、口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。(P301+P330+P331)</p> <p>皮膚に付着した場合、直ちに医師に連絡すること。(P302+P310)</p> <p>皮膚に付着した場合、多量の水で洗うこと。(P302+P352)</p> <p>皮膚や髪に付着した場合、直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)</p> <p>吸入した場合、直ちに医師に連絡すること。(P304+P310)</p> <p>吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)</p> <p>眼に入った場合、直ちに医師に連絡すること。(P305+P310)</p> <p>眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)</p> <p>ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師の診察、手当てを受けること。(P308+P313)</p> <p>気分が悪いときは、医師の診察、手当てを受けること。(P314)</p> <p>皮膚刺激又は発疹が生じた場合、医師の診察、手当てを受けること。(P333+P313)</p> <p>汚染された衣類を直ちに全て脱ぎ、再使用する場合は洗濯をすること。(P361+P364)</p>
保管	<p>火災の場合、消火するために適切な消火剤を使用すること。(P370+P378)</p> <p>換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。(P403+P235)</p> <p>施錠して保管すること。(P405)</p>
廃棄	<p>内容物や容器を、国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄すること。(P501)</p>
他の危険有害性 重要な徴候及び想定される非常 事態の概要	

### 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別	混合物
化学名又は一般名	エピクロロヒドリン<1-クロロ-2, 3-エポキシプロパン>
CAS番号	106-89-8
濃度又は濃度範囲	5%
化学式	C3H5ClO
化審法官報公示番号	(2)-275
安衛法官報公示番号	
分類に寄与する不純物及び安定化添加物	データなし

以下、該当する単一成分のSDSを記載する。

### 4. 応急措置

吸入した場合	<p>直ちに医師に連絡すること。</p> <p>空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。</p> <p>ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師の診断、手当てを受けること。</p> <p>気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。</p>
皮膚に付着した場合	<p>直ちに医師に連絡すること。</p> <p>汚染された衣類を直ちに全て脱ぎ、再使用する場合は洗濯をすること。</p> <p>多量の水で洗うこと。</p> <p>皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。</p> <p>気分が悪い時は医師に連絡すること。</p>
眼に入った場合	<p>直ちに医師に連絡すること。</p>

飲み込んだ場合	水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 直ちに医師に連絡すること。
急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状	口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。 吸入: 灼熱感、咳、咽頭痛、頭痛、息苦しさ、吐き気、息切れ、嘔吐、振戦。皮膚: 発赤、重度の熱傷、灼熱感、痛み、水疱。眼: 痛み、発赤、永久的な視力喪失、重度の熱傷。経口摂取: 胃痙攣、のどと胸の灼熱感、下痢、頭痛、吐き気、咽頭痛、嘔吐、ショック又は虚脱。
応急措置をする者の保護 医師に対する特別な注意事項	許容濃度を超えても、臭気として十分に感じないので注意すること。 ばく露の程度によっては、定期検診が必要である。医師又は医師が認定した者による適切な吸入療法の迅速な施行を検討する。 肺水腫の症状は2~3時間経過するまで現れない場合が多く、安静を保たないと悪化する。したがって、安静と経過観察が不可欠である。
<b>5. 火災時の措置</b>	
適切な消火剤	泡消火剤、粉末消火剤、炭酸ガス、乾燥砂類。
使ってはならない消火剤	棒状注水、水噴霧。
特有の危険有害性	極めて燃え易く、熱、火花、炎で容易に発火する。 火災時に刺激性、腐食性及び毒性のガスを発生するおそれがある。
特有の消火方法	危険でなければ火災区域から容器を移動する。 容器が熱に晒されているときは、移動させない。 安全に対処できるならば着火源を除去すること。 消火後再び発火するおそれがある。
消火を行う者の保護	適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。
<b>6. 漏出時の措置</b>	
人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	作業者は適切な保護具(「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 関係者以外の立入りを禁止する。 低地から離れ、風上に留まる。 全ての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。 密閉された場所に立入る前に換気する。
環境に対する注意事項 封じ込め及び浄化の方法及び機材 二次災害の防止策	環境への放出を避けること。 不活性材料で流出物を吸収して、化学品廃棄容器に入れ、廃棄処理する。危険でなければ漏れを止める。 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
<b>7. 取扱い及び保管上の注意</b>	
取扱い	
技術的対策	「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
安全取扱注意事項	全ての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。 火花を発生させない用具を使用すること。 静電気放電に対する予防措置を講ずること。 煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。 眼、皮膚との接触、飲み込まないこと。
接触回避 衛生対策	「10. 安定性及び反応性」を参照。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 取扱後は眼と手をよく洗うこと。 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
保管	
安全な保管条件	保管場所には危険物を貯蔵し、又は取扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。 保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、屋根とはりを不燃材料で作成し、床は、危険物や水が浸透しない構造とする。 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。禁煙。 混触危険物質から離しておくこと。 容器を密閉して換気の良い涼所で保管すること。

安全な容器包装材料 施錠して保管すること。  
消防法又は国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

## 8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度	未設定
許容濃度(産衛学会)	未設定
許容濃度(ACGIH)	TWA0.5ppm, STEL - (Skin)
設備対策	取り扱いの場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設ける。 作業場には全体換気装置、局所排気装置を設置すること。 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。
保護具	
呼吸用保護具	適切な呼吸器保護具を着用すること。
手の保護具	適切な保護手袋を着用すること。
眼、顔面の保護具	適切な保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)を着用すること。
皮膚及び身体の保護具	適切な保護衣、保護面を着用すること。必要に応じて自給式呼吸器付化学保護衣を着用すること。

## 9. 物理的及び化学的性質

物理状態	液体
色	無色
臭い	特徴臭
融点/凝固点	-48℃
沸点又は初留点及び沸騰範囲	116℃、115.2℃
可燃性	データなし
爆発下限界及び上限界/可燃限界	3.8~21vol%(空気中)
引火点	31℃(密閉式)、40.6℃
自然発火点	385℃、411℃
分解温度	データなし
pH	データなし
動粘性率	データなし
溶解度	水:65.9g/L(25℃)
n-オクタノール/水分分配係数(log値)	Log Pow = 0.45
蒸気圧	16.4mmHg(25℃)
密度及び/又は相対密度	1.175(25℃、4℃)、1.183g/cm <sup>3</sup> (20℃)、1.18066(20℃、4℃)
相対ガス密度	3.2(空気 = 1)
粒子特性	データなし

## 10. 安定性及び反応性

反応性	強力な酸化剤と激しく反応する。
化学的安定性	法規制に従った保管及び取扱においては安定と考えられる。
危険有害反応可能性	加熱あるいは強酸、塩基の影響下で重合する。 燃焼すると、塩化水素、塩素の有毒で腐食性のヒュームを生成する。 アルミニウム、亜鉛、アルコール、フェノール、アミン(特にアニリン)、有機酸と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。 31℃以上では、蒸気と空気の爆発性混合気体を生じることがある。
避けるべき条件	加熱、燃焼。
混触危険物質	強酸、塩基、強酸化剤、アルミニウム、亜鉛、アルコール、フェノール、アミン(特にアニリン)、有機酸
使用、保管、加熱の結果生じる危険有害な分解生成物	塩化水素、塩素。
その他	水が存在するとスチールを侵す。

## 11. 有害性情報

急性毒性 経口	ラットのLD50 = 90mg/kg(環境省リスク評価第1巻(2002))、260mg/kg(EHC33(1984))より、危険性の高い方の区分3とした。
------------	---

経皮	ラットのLD50 = 591.5mg/kg (PATTY 5th(2001))が区分3であり、ウサギのLD50 = 1300mg/kg(環境省リスク評価第1巻(2002))、754mg/kg (EHC33(1984))、1041mg/kg(PATTY 5th(2001))の3件のうち2件が区分4となる。両動物種で区分が異なるため、危険性の高いラットの区分を採用して、区分3とした。
吸入(蒸気)	ラットのLC50 = 634.2ppm(EHC33(1984))、251.1ppm(環境省リスク評価第1巻(2002))、500ppm(PATTY 5th(2001))の3件があり、2件が区分2、1件が区分3に該当することから、区分2とした。 なお、試験濃度が飽和蒸気濃度(21578.9ppmV)の90%より低いことから、ガスの分類区分を適用した。
皮膚腐食性/刺激性	ウサギに原液を2~24時間適用した皮膚刺激性試験で、強度の刺激性と壊死が認められ(CERI・NITE有害性評価書ver.1.1No.74(2004))、ヒトの職業ばく露の事故例では、皮膚の潰瘍、びらん、火傷など(CERI・NITE有害性評価書ver.1.1No.74(2004)、ACGIH 7th(2001))が報告されている。また、EU分類ではC:R34に分類されていることから、区分1とした。
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	ウサギの眼刺激性試験で、綿実油中80%液を適用した場合角膜障害を伴う強度の刺激性(角膜障害)、10%液では軽度の刺激性(CERI・NITE有害性評価書ver.1.1No.74(2008))の記載がある。 以上より、区分2A相当であるが、腐食性のデータはなく、皮膚が区分1であることから、区分1とした。
呼吸器感作性	ヒトの大量ばく露の事例報告の中で、慢性の喘息性気管支炎が認められた(環境省リスク評価第1巻(2002))との記載があるが、この情報のみでは判断できないので、データ不足のため分類できないとした。
皮膚感作性	ヒトの職業ばく露により、皮膚炎を発症した6人の作業者がアレルギー性接触皮膚炎と診断されたとの報告、エポキシ樹脂工場で皮膚炎を発症した作業員19人に実施されたパッチテストで、8人が陽性反応を示した(CERI・NITE有害性評価書ver.1.1No.74(2008))との報告、エポキシ樹脂工場で1~5年働いた労働者5人が、接触アレルギー検査のためのパッチテストで陽性反応を示した(ACGIH 7th(2001))との報告など、その他にも皮膚感作性を有することを示す(EHC33(1984))複数の報告があることから、区分1とした。 なお、モルモットの皮膚感作性試験(Maximization法)でも陽性(CERI・NITE有害性評価書ver.1.1No.74(2008))の報告がある。
生殖細胞変異原性	マウス骨髄細胞の染色体異常試験(体細胞in vivo変異原性試験)で陽性(CERI・NITE有害性評価書ver.1.1No.74(2008)、PATTY 5th(2001))の結果に基づき区分2とした。 また、マウスの吸入ばく露による精原細胞の染色体異常試験(生殖細胞in vivo変異原性試験)で陽性(CERI・NITE有害性評価書ver.1.1No.74(2008))の結果があるが信頼性に疑義がある。 なお、マウスの優性致死試験(生殖細胞in vivo経世代変異原性試験)で陰性(CERI・NITE有害性評価書ver.1.1No.74(2008))である。in vitro変異原性試験として、エームテスト及び染色体異常試験で陽性の結果(CERI・NITE有害性評価書ver.1.1No.74(2008)、NTP DB(2009))が報告されている。
発がん性	IARC(1999)で2A、NTP(2005)でRの分類であることから、区分1Bとした。 なお、ラットの2年間経口投与試験の高用量群(10mg/kg/day)で、前胃の過形成、乳頭腫、がんの発生率の有意な増加を示し、ラットの30日間吸入ばく露試験で、その後の生涯観察では、対照群に認められなかった扁平上皮がんを含む鼻腔腫瘍の発生が認められている(IRIS(2008))。
生殖毒性	ラット雄に経口又は吸入投与後未投与の雌と交配した結果、雄性不妊が明らかになり、投与用量が高くなると不妊は永久的となった(CERI・NITE有害性評価書ver.1.1No.74(2008)、ACGIH(2001))。 併せて、精子の運動能の減少、交配が成立した雌では受精卵及び着床数の減少がみられた。 逆に、投与雌を未投与の雄と交配した場合には、雌動物に生殖に関する影響は現れなかった(CERI・NITE有害性評価書ver.1.1No.74(2008))。親動物の一般毒性に関しては記述がなく不明である。 以上のラット雄の不妊及び交配後の雌の着床数の減少に基づき、区分2とした。

なお、ラット、マウス、ウサギの器官形成期のばく露では、仔の発生に及ぼす影響はみられず、ヒトの疫学調査ではグリセリン製造に従事しばく露を受けた男性従業員の授精能について、ばく露による悪影響は認められていない(IARC71(1999))。

**特定標的臓器毒性(単回ばく露)** マウスの吸入ばく露試験で、697ppm(蒸気)を6時間(4時間補正值:3.957mg/L)で気道及び嗅上皮の壊死、潰瘍形成など(CERI・NITE有害性評価書ver.1.1 No.74(2008))が記載され、ラットでは283~445ppm(蒸気)を6時間(4時間補正值:1.608~1.684mg/L)で肺の浮腫や出血(IRIS(2008))との記載に基づき、区分1(呼吸器系)とした。  
ラットの経口投与で、7~350mg/kgで多尿、腎重量増加、尿成分の変化、125mg/kgで約80%の動物に腎不全が起きたとの記載、ラット、マウスで325~500mg/kgで空胞形成を伴った腎臓障害(CERI・NITE有害性評価書ver.1.1No.74(2008))が記載され、吸入及び経口の両経路とも有害影響の発生がガイダンス値範囲区分1に相当する用量でも認められたことから、区分1(腎臓)とした。

上記のラットとマウスに325~500mg/kgを経口投与した試験で、肝臓の脂肪変性(CERI・NITE有害性評価書ver.1.1No.74(2008))がみられた。また、ヒトが大量に全身ばく露を受けた事故の所見では、黄疸を伴った肝肥大、ばく露2年後も機能障害を伴う肝臓の脂肪変性が持続している(ACGIH(2001))との記載に基づき、区分1(肝臓)とした。

**特定標的臓器毒性(反復ばく露)** ラットの13週間吸入ばく露で50ppm(0.189mg/L)(蒸気)で腎尿細管の拡張、10週間で50ppm(0.189mg/L)で限局性尿細管変性(CERI・NITE有害性評価書ver.1.1 No.74(2008))、生涯吸入ばく露で30ppm(0.114mg/L)で尿細管の変性や拡張(IRIS(2008))との記述があることから、区分1(腎臓)とした。

また、ラットとマウスの13週間吸入ばく露で25ppm(0.095mg/L)以上で鼻甲介気道上皮に炎症、限局性びらん、過形成、扁平上皮化生(CERI・NITE有害性評価書ver.1.1No.74(2008))、ラットの30日間吸入ばく露では100ppm(>0.378mg/L(90日補正:0.126 mg/L))で肺の浮腫、うっ血、肺炎(ACGIH 7th(2001))、ウサギの10週間吸入ばく露では、25ppm(0.095mg/L)以上で化膿性鼻炎、副鼻腔炎、肺炎(CERI・NITE有害性評価書No.74(2008))が認められたことから、区分1(呼吸器系)とした。

なお、心臓と中枢神経系への影響(CERIハザードデータ集96-48(1998))の記載、(Fomin,A.P.Gig.Sanit.31(9);7-11(1966))の記載がある。しかし、その後行われた複数の反復ばく露試験を含めその他の試験では、心臓と中枢神経系に対する毒性が記載あるいは言及されていないので、標的臓器として心臓と中枢神経系を採用しなかった。  
データなし。

誤えん有害性

12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期(急性) 魚類(ファットヘッドミノー)の96時間LC50 = 10.6 mg/L(環境省リスク評価第1巻(2002)、NITE初期リスク評価書(2007))から、区分3とした。

水生環境有害性 長期(慢性) 慢性毒性データを用いた場合、急速分解性があり(48時間後の分解度:75%(OECD TG301A)(SIDS(2009)))、藻類(Pseudokirchneriella subcapitata)の72時間NOEC = 1.7mg/L(SIDS(2009))であることから、区分外となる。

慢性毒性データが得られていない栄養段階に対して急性毒性データを用いた場合、魚類(ファットヘッドミノー)の96時間LC50 = 10.6mg/L(環境省リスク評価第1巻(2002)、NITE 初期リスク評価書(2007))であるが、急速分解性があり(48時間後の分解度:75%(OECD TG301A)(SIDS(2009)))、生物蓄積性が低いと推定される(Log Pow = 0.45(PHYSROP DB(2009)))ことから、区分外となる。  
以上より、区分外とした。

生態毒性  
残留性・分解性  
生体蓄積性  
土壌中の移動性  
オゾン層への有害性

データなし  
データなし  
データなし  
データなし  
データなし

**13. 廃棄上の注意**

残余廃棄物	本品を廃棄する際には、国、都道府県並びにその地方の法規、条例に従うこと。廃棄処理中に危険が及ばないように十分注意すること。
汚染容器及び包装	関連法規制ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

**14. 輸送上の注意**

<b>国際規制</b>	
海上規制情報	IMOの規定に従う。
UN No.	2023
Proper Shipping Name	エピクロロヒドリン
Class	6.1
Sub Risk	3
Packing Group	II
Marine Pollutant	applicable
Transport in bulk according to MARPOL 73/78,Annex II, and the IBC code.	Not applicable
<b>航空規制情報</b>	
UN No.	2023
Proper Shipping Name	エピクロロヒドリン
Class	6.1
Sub Risk	3
Packing Group	II
<b>国内規制</b>	
陸上規制情報	非該当
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
国連番号	2023
品名	エピクロロヒドリン
国連分類	6.1
副次危険	3
容器等級	II
海洋汚染物質	該当
MARPOL 73/78 附属書II 及び IBCコードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
<b>航空規制情報</b>	
航空規制情報	航空法の規定に従う。
国連番号	2023
品名	エピクロロヒドリン
国連分類	6.1
副次危険	3
等級	II
特別の安全対策	
緊急時応急措置指針番号	131P

**15. 適用法令**

毒物及び劇物取締法	劇物(指定令第2条)【15の2 エピクロロヒドリン及びこれを含有する製剤】 エピクロロヒドリン<1-クロロ-2, 3-エポキシプロパン> 含製剤
化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法)	第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)【86 エピクロロヒドリン】 エピクロロヒドリン<1-クロロ-2, 3-エポキシプロパン>

含有する製品は、第1種指定化学物質質量の割合が1質量%以上であって、次の各号のいずれにも該当しないもの。(施行令第5条) 1 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品 2 第1種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品 3 主として一般消費者の生活の用に供される製品 4 資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源

## 労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第1号～第2号別表第9)【第87号 エピクロロヒドリン】  
 エピクロロヒドリン<1-クロロ-2, 3-エポキシプロパン>  
 含有する製剤その他の物。ただし、含有量が0.1重量%未満のものを除く。(施行令第18条の2第2号、安衛則第34条の2別表第2)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号～第2号別表第9)【第87号 エピクロロヒドリン】  
 エピクロロヒドリン<1-クロロ-2, 3-エポキシプロパン>  
 含有する製剤その他の物。ただし、含有量が0.1重量%未満のものを除く。また、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物(次の各号のいずれかに該当するものを除く。)を除く。1号 令別表第1に掲げる危険物 2号 危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物 3号 酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その他の物であつて皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの(施行令第18条第2号、安衛則第30条別表第2)

濃度基準値設定物質(安衛則第577条の2第2項、令和5年4月27日告示第177号、令和5年4月27日公示第24号)【エピクロロヒドリン】  
 エピクロロヒドリン<1-クロロ-2, 3-エポキシプロパン>

皮膚等障害化学物質等・皮膚刺激性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・5該当物質の一覧)【2-(クロロメチル)オキシラン(別名エピクロロ  
 エピクロロヒドリン<1-クロロ-2, 3-エポキシプロパン>  
 化学物質又は化学物質を含有する製剤(安衛則第594条の2)。含有量が0.1重量%未満のものを除く。特化則等の特別規則において、皮膚又は眼の障害等を防止するために不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられているものを除く。

皮膚等障害化学物質等・皮膚吸収性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・5該当物質の一覧)【45 エピクロロヒドリン】  
 エピクロロヒドリン<1-クロロ-2, 3-エポキシプロパン>  
 化学物質又は化学物質を含有する製剤(安衛則第594条の2)。含有量が0.1重量%未満のものを除く。特化則等の特別規則において、皮膚又は眼の障害等を防止するために不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられているものを除く。

変異原性が認められた既存化学物質(法第57条の5、労働基準局長通達)【55 1-クロロ-2, 3-エポキシプロパン】  
 エピクロロヒドリン<1-クロロ-2, 3-エポキシプロパン>  
 含有するもの、1重量%以下のものを除く(指針H5基発312号の3)

がん原性物質(安衛則第577条の2第5項、令和4年12月26日告示第371号、令和4年12月26日基発1226第4号)【エピクロロヒドリン】  
 エピクロロヒドリン<1-クロロ-2, 3-エポキシプロパン>



日本産業規格Z7252(GHSに基づく化学品の分類方法)の附属書Bに定める方法により国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分1に該当する物・含有する製剤その他の物。ただし、含有量が0.1重量%未満のものを除く。(施行令第18条の2第2号、安衛則第34条の2別表第2)

危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)【4の4 その他の引火点30°C以上65°C未満のもの】

エピクロロヒドリン<1-クロロ-2, 3-エポキシプロパン>

消防法	第4類引火性液体、第二石油類非水溶性液体(法第2条第7項危険物別表第1・第4類)【4 第二石油類非水溶性液体】 1気圧において、液体であって、危険物令第1条の6で定める試験において、引火性を示し、引火点が21°C以上70°C未満のもの。ただし可燃性液体量が40%以下であって、引火点が40°C以上、かつ、燃焼点が60°C以上のものを除く(法別表第1備考14、危険物則第1条の3第5)
化審法	優先評価化学物質(法第2条第5項)【22 エピクロロヒドリン】
大気汚染防止法	揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)【揮発性有機化合物】 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申)【30 エピクロロヒドリン】 排気
水質汚濁防止法	指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)【26 エピクロロヒドリン】
航空法	毒物類・毒物(施行規則第194条危険物告示別表第1)【【国連番号】2023 エピクロロヒドリン】
船舶安全法	毒物類・毒物(危規則第3条危険物告示別表第1)【【国連番号】2023 エピクロロヒドリン】
労働基準法	疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)【エピクロロヒドリン】

## 16. その他の情報

### 参考文献

経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス  
日本ケミカルデータベース ezCRIC+  
安全衛生情報センター GHS対応モデルSDS  
国際化学物質安全性カード(ICSC)日本語版  
化学物質総合情報提供システム(CHRIP)

### その他

- ◆危険・有害性の評価は必ずしも十分でないので、取扱いには十分注意して下さい。
- ◆本データシートは情報を提供するもので、記載内容を保証するものではありません。
- ◆表記の試験研究用試薬以外に本データシートを適用しないで下さい。
- ◆輸送中、保管中、廃棄後も含めて、内容物や容器が、製品知識を有しない者の手に触れぬよう、厳重に注意して下さい。